

室蘭工業大学学術資源アーカイブ運用指針

平成 20 年 6 月 20 日

図書館委員会 制定

(趣旨)

第 1 条 室蘭工業大学（以下「本学」という。）において運営する，室蘭工業大学学術資源アーカイブ（以下「アーカイブ」という。）に関する事項は，この指針の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 アーカイブは，本学で生産された研究成果・教育資源を蓄積・保存し，学内外に無償で公開することにより，本学の学術研究の発展と地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

(管理及び運用)

第 3 条 アーカイブの管理・運用は，附属図書館が行うものとする。

(登録者)

第 4 条 アーカイブに研究成果・教育資源を登録できる者（以下「登録者」という。）は別紙 1 に掲げるものとする。

(登録対象)

第 5 条 アーカイブが収集対象とする研究成果・教育資源は次の要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が本学在籍中に単独もしくは共同で作成した研究成果・教育資源であること。
- (2) 公開に当たって，法令上，社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないものであること。
- (3) 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの。
 1. 学術雑誌掲載済論文
 2. 紀要
 3. 会議・講演等での発表資料
 4. 博士学位論文
 5. 修士学位論文（指導教員等の同意を得たもの）
 6. 学術雑誌以外の一般雑誌・書籍等に掲載済の原稿
 7. 授業等で使用した教材
 8. 実験・観測データ
 9. その他附属図書館長が特に認めたもの

(ユーザ登録)

第 6 条 アーカイブに研究成果・教育資源の登録を希望する者は，研究成果・教育資源の提供に

先立って、附属図書館に対しユーザ登録を行い、登録者認証のための ID（以下登録者 ID という。）の発行を申請するものとする。

（提供方法及び内容）

第7条 アーカイブへの研究成果・教育資源の提供は、原則として電子メールに添付する方法を用いて行うものとし、提供内容は以下のものとする。

- (1) 登録者 ID 及び対象研究成果・教育資源の電子的複製（必須）
- (2) 対象研究成果・教育資源が公表済資料の場合、出典に関する情報（必須）
- (3) 対象研究成果・教育資源のキーワード、解説等、登録者が当該研究成果・教育資源と併せて公開を希望する情報（任意）

（提供された研究成果・教育資源の取扱）

第8条 附属図書館は、提供された研究成果・教育資源の著作権等の権利関係、その他公開に係る事項を調査し、公開の可否を判断するものとする。これにより附属図書館は、提供された資料を以下のように取り扱うものとする。

- (1) 公開に支障がないと判断した場合は、資料のタイトル・著者名等の情報を確認した上で、アーカイブに保存し、インターネットを通じて学内外に公開する。公開時の資料の利用条件については第10条に定める。
- (2) 公開に支障があると判断した場合は、登録者にその旨通知する。
- (3) 一旦公開した後に公開に支障がある事態が判明した場合は、登録者に断りなく公開を停止し、再公開の可否について調査する。
- (4) 公開後に登録者自身が資料の本文等の主たる内容を改変し置き換えること、ないし資料本体を削除することは、原則として認めない。内容の改変が必要な場合は、当該資料の別版として新規に提供を受ける。資料本体の削除が必要な場合は、登録者の申請に基づいて行う。
- (5) 資料の媒体変換について、保存・公開の目的を達するために必要と判断した場合は、主たる内容を変えない範囲で提供者に断りなく行う。

（登録された研究成果・教育資源の著作権）

第9条 アーカイブに登録された研究成果・教育資源の著作権については、登録後も権利者が所有する。

（公開時の研究成果・教育資源の利用条件）

第10条 公開することが決定した研究成果・教育資源は、以下のいずれかの利用条件が適用され、その下で公開されるものとする。

- (1) 商業出版社・学協会等（以下「出版者」という。）の定める投稿規則ないし出版契約等により、著作権が出版者に委譲されている資料である場合、ないし登録者による著作権の行使が制限されている資料である場合、その規則等の定める条件。
- (2) 上記(1)に該当しない資料である場合、別紙に掲げる Creative Commons Public License（日本法準拠版）「帰属—非営利—同一条件許諾」の定める条件。

(免責事項)

第11条 附属図書館は、研究成果・教育資源の利用者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。
その上で、研究成果・教育資源の公開によって発生した提供者ないし著作権者の損害については、附属図書館は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 本運用指針に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附則

この指針は、平成20年6月20日から適用する。

室蘭工業大学学術資源アーカイブにおける「登録者」について

室蘭工業大学学術資源アーカイブ運用指針 第 4 条(登録者)については, 下記のとおりである。

記

- (1) 本学教職員
- (2) 本学名誉教授
- (3) 本学元専任教職員
- (4) 本学客員教授
- (5) 本学非常勤講師
- (6) 本学大学院学生
- (7) 提供対象研究成果・教育資源を生成した時点で, 本学に在籍していた者
- (8) その他附属図書館長が特に認めたもの